様式第８号その３（第14条関係）

屋外広告物等安全点検報告書（地上広告物）

○○年○○月○○日

（報告先）茨木市長

〒○○○-○○○○
報告者　住所　○○市○○町1-1-1
（広告物等の所有者等）
氏名　株式会社○○　代表取締役　○○○○
（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号　○○－○○○○－○○○○

茨木市屋外広告物条例第19条の規定により行った点検の結果は、次のとおりです。

１　広告物等の概要
（1）表示（設置）場所　茨木市○○町2-2-2
（2）表示（設置）設置年月日　○○年　○○月　○○日
（3）前回許可年月日及び許可番号　○○年　○○月　○○日　茨木市指令都第○○号

２　点検結果

点検日	○○年○○月○○日

注）・継続申請に伴う点検の点検日は、申請書を提出する日の３月前の日から申請書を提出する日までの日とする。
・形状により「野立て看板」と判断される広告物の点検は、「串刺式」「盤上式」「ポール袖式」に係る点検項目を除く全ての点検項目について実施すること。
・形状により「ポール看板」等と判断される広告物の点検は、「アンカー」「本体接合部」に係る点検項目を除く全ての点検項目について実施すること。

区分（点検箇所）		点検項目	異常の有無			特記事項
基礎部分・根巻き		ひび、盛り上がり変形	有	経過観察	無	
支柱		錆び、腐食、劣化、変形、傾き、内部の水の溜り	有	経過観察	無	
アンカー		錆び、腐食、劣化、ぐらつき	有	経過観察	無	
本体接合部		錆び、腐食、劣化、変形 ボルト・ナット等の緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	ナットの緩みが見られたため締めなおした
串刺式	ポール首回り	錆び、腐食、劣化、変形	有	経過観察	無	
串刺式	貫通ボルト	緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	経過観察	無	
串刺式	水処理装置	水抜き穴・コーキングの劣化	有	経過観察	無	
盤上式	剛性の状況	外圧による変形・ねじれ・傾き	有	経過観察	無	
盤上式	接合部ボルト	緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有	経過観察	無	
盤上式	水処理装置	水抜き穴・コーキングの劣化	有	経過観察	無	
ポール袖式	ブラケット	錆び、腐食、劣化、変形	有	経過観察	無	
ポール袖式	ブラケットカバー	ビスの緩み・欠落、水抜き穴・コーキングの劣化	有	経過観察	無	
内部鉄骨		錆び、腐食、劣化、変形、接合部の緩み・欠落	有	経過観察	無	
フレーム		板金の錆び・腐食・劣化・変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
フレーム		排水機能、通気の状況	有	経過観察	無	
フレーム枠（押さえ）		錆び、腐食、劣化、変形、ビスの緩み、錆び、腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	金具に錆びあり。ただし一部分のため経過観察
表示面板		錆び、腐食、劣化、変形、破損	有	経過観察	無	
表示面板		仕上げフィルム、塗装の劣化	有	経過観察	無	
電材		機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、分電盤・タイマー等の動作状況	有	経過観察	無	
電材突出し部材		取付け部の錆び・ぐらつき・変形、ビスの緩み	有	経過観察	無	劣化が進行している 次回までに交換が必要
附属部材		鳥よけ具の破損・変形、その他附属品の劣化等	有	経過観察	無	

異常が「有」となっているもので、老朽化等の程度によって禁止広告物（茨木市屋外広告物ガイドラインP34参照）に該当するものは掲出の許可ができないことがあります。
禁止広告物に該当する場合は、必要な修繕等を行った上で掲出の申請をしてください。

上記の点検結果は、事実に相違ありません。

管理者　住所　○○市○○町3-3-3
氏名　株式会社○○　取締役○○○○

点検者　住所　○○市○○町4-4-4
氏名　○○　○○

点検者が該当する資格等にチェックしてください。

☑ 屋外広告士
☐ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第２項に規定する技能検定のうち、１級広告美術仕上げに合格した者
☐ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

資格等を証明する書類の写しを添付してください。